

## 生活排水対策推進計画（案）パブリックコメントの結果

### 1. 実施概要

- 募集方法 ... 伊勢市生活排水対策推進計画（案）を市ホームページへ掲載し、また、下記場所での閲覧により、意見募集を行った。なお、意見募集にあたり、市おしらせ版および文字放送にて案内を行った。
- 閲覧場所 ... 市役所本庁舎 環境課・総務課・1階市民ホール  
各総合支所生活環境課、各支所、伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館  
生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター、伊勢市民活動センター
- 募集期間 ... 平成20年12月16日（火）～平成21年1月15日（木）

### 2. 意見募集結果

- 募集結果 ..... 6通  
意見総数 ..... 10件

### 3. 意見整理表

意見者数	意見数	提出意見	伊勢市回答	案修正箇所
1		下水道に対する税金の使われ方についてですが、受益者負担金だけでは下水道事業の運営は出来ないと聞いており、毎年数億円規模の金額を投入しなければいけないらしいですね。 では、下水道にならない地域の方々との間に税金の使われ方に対して不公平感があると思いませんか？	下水道事業の受益者負担金制度は、下水道管布設費の一部を受益者にご負担していただく仕組みですが、受益者負担金だけで下水道の建設は出来ません。下水道は将来にわたるまちづくりを進めるための社会資本でもあり、そのための公共投資は必要と考えています。 生活排水処理施設に係る市民負担の公平性については課題として検討していきます。また、適正な下水道使用料についても見直しを進めていきます。	生活排水対策推進計画書(案) P4 第2章3.(2)の内容を修正 概要版(案) P6 5-1の内容を修正
		伊勢市の経済状況から見た計画変更はありますか？ある程度ブロックに分けて農集排とか計画断念とかの考えはありますか？	本計画書で、人口減少をはじめとした社会情勢の変化等に対応した生活排水処理施設整備のあり方について見直しを行いました。その結果、これまで農業集落排水や下水道で整備していく予定であった区域から浄化槽で整備していくことになった区域をこの計画中の地図に示しています。 今後も下水道等の整備状況や人口動向、社会状況等の変化に対応していくため、下水道全体計画を定期的に見直ししていきます。	計画(案)の変更なし
		排水対策に関連する上水道の問題、料金の統一に関してもどのように考えられていますか？	下水道使用料は、「伊勢地区合併協議会協議項目調整結果」(以下「調整結果」)に基づき、旧伊勢市、二見町、御園町については統一しましたが、小俣町については、調整結果で「宮川流域下水道に接続するまでは現行どおりとし、この間、経営の見直しを行い、新市の料金体系への移行準備に努める。なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合には、その時点で早急に対応する。」と定めていることから、現在下水道使用料の改定に向け準備を進めているところです。	計画(案)の変更なし

<p>2</p>	<p>1. ハード対策  (1) 単独浄化槽から合併浄化槽への置き換え促進  今後の新築住宅では合併浄化槽が義務付けられると聞いていますが、古い住宅では相当数の単独浄化槽が使われていると思われます。これらを、出来るだけ早く合併浄化槽に置き換えてゆく必要があると思ひますが、具体的には触れられていません。  また、糞尿処理が汲み取り式の場合も、一般の排水は垂れ流し状態ですので、スペースがある場合は、合併浄化槽の設置が望まれます。しかし、このような問題についても触れられていません。  合併浄化槽の新設または置き換えに当たっては、市の補助制度があつても、費用のかなりの部分を個人負担する必要があり、実現のためには個人の環境意識を高めることが不可欠です。  (2) 合併浄化槽の管理の徹底  合併浄化槽を設置しても管理が不十分であれば、浄化効果が低下します。法的には定期的に管理することが義務付けられているにもかかわらず、アンケートによつても管理されていない浄化槽が相当数あるようです。管理の問題も個人の意識の問題に帰着しますが、管理実施の啓蒙が不可欠です。  また、工事業者によつては、「浄化槽設置後、管理する必要は無い」と公言したり管理をごまかす方法を施主に伝えている者もあると聞いています。したがつて、設置業者に対する教育・監督を頻繁に行うとともに、このような業者が発見された場合は、厳罰に処する必要がありますが、本計画には記述されていません。</p>	<p>この計画では、将来の市内における排水処理のあり方を示しており、下水道や浄化槽での整備区域を明確にしました。合併処理浄化槽で整備するとして区域での、単独浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換は、ご意見のとおり課題と考えているため、その具体策については、国や県の制度を活用しながら、できるだけ早期に合併処理浄化槽への転換が図られるよう啓発していきます。  なお今後、社会情勢や国県等における補助制度の動向を見極めたくえ、市が設置から維持管理までを行う方式(市設置型)での合併処理浄化槽の整備について検討していきます。  また、浄化槽の維持管理も大きな課題の一つであり、それらについての情報発信や啓発に取り組むことはもちろんのこと、県と連携して事業者の指導育成を行っていきます。</p>	<p>生活排水対策推進計画書(案)  P4 第2章3.(2)の内容を修正  概要版(案)  P6 5-1の内容を修正</p>
	<p>2. ソフト対策 - 環境意識の高揚活動  環境対策や排水対策の実施に当たっては、簡単には経済性が成り立たないので、個人の環境意識を高めることが不可欠です。しかし、行政やマスコミでこれだけ指摘されながらも、多くの場合、環境意識は高くありません。したがつて、一般的な啓発活動はほとんど無力です。本計画に示された内容はまだまだ抽象的で、具体性がありません。  そこで、我が家の経験から、具体的な方法を次のように提案します。  (1) 勢田川大掃除への参加促進 川の汚れの自覚  この活動は、川の汚れを自覚できる重要な機会ですが、参加者の多くが自治会役員などで、一般市民の参加はまだまだ少ない状態です(市役所の職員でも、参加していない人が多いのでは?)。そこで、呼びかけ方を工夫して、参加者を増やすようにしたい。最近、当地ではスポーツ</p>	<p>貴重なご提案ありがとうございます。ソフト対策については第4章に記載しておりますが、現在実施している事業としましては、排水対策に関する出前講習やエコクッキング、小学校文化祭や各種イベントでの啓発活動、勢田川大そうじ、小学生を対象とした環境学習や水生生物調査等があります。ご提案いただきました具体案については、ぜひ事業実施計画の中で参考とさせていただきます。</p>	<p>計画(案)の変更なし</p>

	<p>少年団の子供たちと父兄（一部ですが）が参加しています。</p> <p>(2)自分の家庭排水の経路の自覚 各家庭で、自分たちの排水がどのような経路を経て勢田川などの河川に流れ込んでいるかを、現地を歩きながら確認してもらおう。自分たちが、どのように川を汚しているか、自分の目で確かめてもらうことが不可欠。</p> <p>(3)水の汚れの程度の自覚 自分たちの排水が川に流れ込んでいる地点の水質を、一度でもよいかから自分で調査する。</p> <p>(2)、(3)については、各自治会単位でこれらのことが実行できれば良いが、現実には難しい点が多いので、まず、小学校や中学校の総合学習の一環として、各学校の排水の放流経路を調べ、放流地点での水質調査を行ってもらおうように働きかける。この際、学校単独ではなく、父兄や地域の人たちと一緒に（一般の大人は、自らこの種の問題に関心を持つ可能性は非常に少ないが、自分の子供が動けば、親も動く可能性がある）。ただ、これを実施するためには、まず先生方の意識改革が必要で、さらに、「こんなことまで、学校にさせるのか」との反対意見が出そうです。</p> <p>ただ、我が家の近くの宮山小学校では、ある時期、熱心な先生がおられ、総合学習の一環として宮川ルネッサンス事業に参加して、学校近くの朝川で定期的な調査を行っておられました。しかし、その先生が転勤されると、残念ながらこの活動は止まってしまいました。</p>		
3	<p>&lt;下水道処理に関わる処理費用がその利用者からの徴収する料金だけでまかないきれず別会計からの補填がおこなわれている点について&gt;</p> <p>これは税の公平な分配という観点から非常に不公平感を拭えません。別の処理（合併浄化槽による処理等）による市民から見れば使っていない下水道の利用料金まで負担していることになるのですから。きちっと説明して利用料金を値上げして徴収料金だけで処理費用をまかなっていただきたいです。</p>	<p>現行の下水道使用料の算定については、財政収支計画策定期間の維持管理費を概ね賄える額となっています。しかし、下水道整備に係る費用まで賄えるまでのものではないことから、今後、下水道使用の適正料金設定の課題として検討していくことが必要と考えています。</p>	計画(案)の変更なし
	<p>&lt;近い将来起こりうる可能性が高いとされている南海地震など大規模震災により下水道施設のインフラが被災して寸断等使用が不可能となった場合の対策について&gt;</p> <p>1日や2日で復旧が可能とはどうい思われません。長期間になれば伝染病等、衛生的な観点からも問題が発生するやもしれません。合併処理浄化槽、小規模なコミュニティープラントによる処理も残すべきではないでしょうか？</p>	<p>下水道は、基準にもとづき設計された耐震構造ですが、大規模な震災発生時には、様々なインフラと同様に被災し損傷することも考えられます。「伊勢市地域防災計画」では、被災時に下水道施設を優先的に応急復旧することを定めていますが、今後様々な視点から見た生活排水処理施設の災害対策に取り組んでいくことが必要と考えています。</p>	計画(案)の変更なし

4		<p>下水道施設工事費は、当初予定価格を大幅に上回っておりこのままでは、下水道使用料金の値上げを余儀なくされると予想されますが、近い将来値上げされるのでしょうか、又下水道施設への接続を止めて休止中の浄化槽を再稼動することは可能でしょうか。</p>	<p>下水道全体事業費については、これまで工費縮減を図り、当初の計画事業費を上回ることはありません。</p> <p>なお、下水道使用料は、「伊勢地区合併協議会協議項目調整結果」(以下「調整結果」)に基づき、旧伊勢市、二見町、御園町については統一しましたが、小俣町については、調整結果で「宮川流域下水道に接続するまでは現行どおりとし、この間、経営の見直しを行い、新市の料金体系への移行準備に努める。なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合には、その時点で早急に対応する。」と定めており、下水道使用料の改定に向け準備を進めているところです。</p> <p>また、下水道が供用開始された場合は、下水道法によって下水道に接続しなければならない旨定められているため、下水道を止めて浄化槽に戻すことは出来ませんので、ご了承願います。</p>	<p>計画(案)の変更なし</p>
5		<p>浄化槽から下水道に変更するメリットを教えてください。もし、大規模災害が起こった時は、浄化槽の方が使用可能と思われるのですが・・・</p>	<p>下水道は、終末処理場で家庭や事業所などから排出される汚水を一括して処理をする施設であり、県や市が維持管理をしています。一方、個人管理の浄化槽は不適正な管理をされてしまう可能性があり、良好な放流水質が確保できない場合があります。また、下水道が完備されると側溝は基本的に雨水排水専用施設となり、蚊などの発生の一層の軽減につながります。</p> <p>下水道は、都市生活をしていくための基本的な社会資本です。下水道への接続にご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>耐震性については、下水道は基準にもとづき設計された耐震構造となっています。また浄化槽においても、大規模地震では、本体の亀裂発生や浮き上がりといったことがあるようですので、大規模災害時における被災の可能性は両者ともにあるのではないかと推測されます。</p>	<p>計画(案)の変更なし</p>
6		<p>下水道料金は水道料金の9割と聞いているが、実際はいくらかかっているのか？足りない分は、税金を使っていると思われるが、浄化槽を使用している人には不公平ではないのか？</p> <p>処理料金はいくら余っているのか？</p>	<p>現行の下水道使用料の算定については、財政収支計画策定期間の維持管理費を概ね賄える額となっており、下水道整備に係る費用を賄えるまでのものではないことから、今後、検討していくことが必要と考えています。</p> <p>生活排水処理施設に係る市民負担の公平性については課題として検討していきます。</p>	<p>生活排水対策推進計画書(案) P4 第2章3.(2)の内容を修正 概要版(案) P6 5-1の内容を修正</p>

伊勢市生活排水対策推進計画の一部変更（新旧対照表）

新	現行
<p>本冊 P4 第2章 3.(2) 概要版 P6 5-1</p> <p><b>合併処理浄化槽</b></p> <p>上記の公共下水道区域以外を合併処理浄化槽区域とし、公共下水道区域で供用開始となっていない区域と合せ、現行の補助制度を利用した個人設置型により合併処理浄化槽の整備を推進する。</p> <p><u>ただし、合併処理浄化槽区域においては、今後の社会情勢や国県等における補助制度の動向を見極めたうえ、市が設置から維持管理までを行う方式(市設置型)での整備を検討する。</u></p>	<p>本冊 P4 第2章 3.(2) 概要版 P6 5-1</p> <p><b>合併処理浄化槽</b></p> <p>上記の公共下水道区域以外を合併処理浄化槽区域とし、公共下水道区域で供用開始となっていない区域と合せ、現行の補助制度を利用した個人設置型により合併処理浄化槽の整備を推進する。</p>